

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地用水営農対策協議会

理事長 島田 穰 一
会 長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話（代表）0299-22-2010

 水土里ネット石岡台地
水土里ネット



も く じ

- ・ 理事長・常務理事あいさつ…………… P 2
- ・ 平成27年度主な補助事業の実施について…………… P 3
- ・ 平成27年度予算及び平成25年度決算について…………… P 4
- ・ 総代及び役員の改選、定数変更のお知らせ…………… P 5
- ・ 多面的機能支払交付金について…………… P 7
- ・ 石岡台地畑かん営農トピックス…………… P 8
- ・ 組合員資格得喪通知・農地転用等について…………… P10

平成21年度に事業が開始された県営畑地帯総合整備事業上小岩戸地区。平成26年度に区画整理工事が完了し、本年度から作付けが開始される。中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を促進し、今後益々積極的な営農が展開されることが期待できる。

いさつ

石岡台地土地改良区理事長
石岡台地用水管農対策協議会会長

島田 穰 一



組合員の皆様はじめ関係機関各位には、日頃より石岡台地土地改良区の事業運営に格別のご支援とご協力を賜りますことにたいしましてこの場をお借りし厚く御礼申し上げます。

近年、農業農村を取り巻く環境は、農家の高齢化、担い手不足、食料自給率の低迷、農業所得・農地の減少、農村の活力低下等、厳しい状況が続いています。農業政策の転換により持続的に農業を発展させていかなければこうした問題は農家だけの問題ではなくてなっています。

そのような中、国においては新たな「食糧農業基本計画」のもとに、本格的に農地中間管理事業による担い手の農地集積がはじまりました。農地の大区画化や耕作放棄地解消など基盤整備を絡めた事業推進が

将来的に土地改良区の安定化につながることを期待しているところですので。

当管内では畑地帯総合整備事業実施中の小美玉市上小岩戸地区で農地中間管理事業を積極的に活用することとなり、8割以上の農地集積を目標に、現在取りまとめ作業を行っています。

また引き続き行われている日本型直接支払制度(多面的機能支払制度)も今年度は石岡台地管内において5割を超える実施率となっておりませんが、まだまだ低いと言わざるをえません。地元維持管理組合の負担軽減に大いに役立つとともに、ひいては改良区の安定的運営につながることから、まだ取り組んでいない地区に対しての推進を積極的に行ってまいりたいと考えております。

一方老朽化している国営石岡台地の農業水利施設について、本年度から国の「保全対策指導事業」が開始されました。この事業は老朽化した各種施設を検査し、その疲労度、不具合等を調査する内容であり、その結果をもとに施設の長寿命化や将来実施予定であります更新事業等を効率的に行えるよう進めるものであります。

さらに畑地基盤整備の推進です

が、石岡市の畑総東成井西部地区において、用水を積極的に利用した営農も行なわれており、引き続き農業用水の重要性を中心にPRしてまいります。

最後になりますが、役職員一同今後も地域農業発展のために努力する所存でありますので今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

新 あいさつ

石岡台地土地改良区 常務理事

小沼 智 也



平成27年4月1日より常務理事に就任しました小沼です。

茨城県の中央に位置し、7市町に跨がる重要な受益地と長い歴史を持つ当改良区に迎えて頂きましたことを大変光栄に思っております。

組合員の皆様には、日頃より改良区運営へのご理解とご協力を心より感謝を申し上げます。また、厳しい

農業情勢の中、営農の継続と水田を中心とした地域環境保全活動への活発な取組のご努力に敬意を表します。

改良区を取り巻く環境は、震災以降の電力料金の急騰や顕在化する農業施設の老朽化、それに加えての米価等の急落と一段と厳しさを増しています。これらの状況を踏まえ、農地中間管理機構による農地集積の加速化や所得安定対策等の「産業政策」や多面的機能等の維持・発揮を促進する「地域施策」が進められ、農協改革や農業委員会改革、土地改良区及び関連制度の在り方等の検討が示されています。土地改良事業についても国土強靱化にかかる農業生産基盤整備の重要性がさらに強く意識されています。

米に代表される食料の生産基盤となる水田の維持は、先祖から託された未来に繋ぐ我々の使命であり、農業用水の安定的供給は、我が美田の維持や継続に繋がるものと思っています。施策動向を注視し、地域資産でもある基幹的農業水利施設の維持管理に、組合員のご指導ご鞭撻のもと皆様と共に取組む所存ですので、なお一層のご支援ご協力を重ねてお願い申し上げます。

平成27年度 主な補助事業の実施について

- (1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費136,000千円
(国営第1・2・3機場) 電気料・整備補修費等
- (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) 事業費 38,000千円
(支線機場) 点検整備・整備補修等
- (3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費29,371千円
ポンプ・電気設備更新等(巴川沿岸地区第7機場、外2地区)
- (4) 県単事業 総事業費24,057千円
パイプライン改修工事(小埸第2工区、小埸地区第3工区)
- (5) 農業基盤整備促進事業 総事業費50,325千円
パイプライン改修工事、暗渠排水工(石岡台地地区)
- (6) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)
(44地区) 地区の維持管理補修・環境整備
- (7) 県営畑地帯総合整備事業
(東成井西部地区・上小岩戸地区) 区画整理・農道・用水施設整備



基幹水利管理受託事業によるポンプ点検



国営造成施設管理体制整備促進事業による分水施設の環境整備



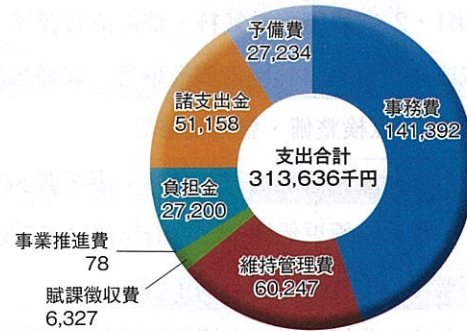
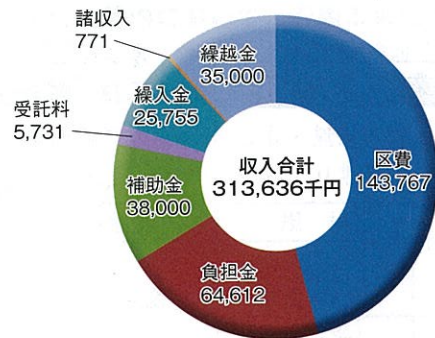
農業基盤整備促進事業を利用した暗渠排水工事



維持管理適正化事業によるポンプ設備更

平成27年度予算及び平成25年度決算について

平成27年度予算 一般会計及び施設管理事業特別会計



その他特別会計予算

(単位: 千円)

会計名	予算額
地区施設管理	447,091
基幹水利施設管理受託事業	136,000
維持管理適正化事業	37,403
農林漁業資金償還	60,996
国営事業費償還	362,656
土地改良事業	82,575
畑地帯総合整備事業	8,816
施設使用	3,301
農地転用決済金	202,398
積立金	604,340

平成27年度賦課金について

経常賦課金: 1,600円/10a 7月賦課

改良区の事務費として徴収する賦課金

施設管理事業特別賦課金: 2,400円/10a+各地区毎 4月賦課

施設の維持管理費として徴収する賦課金

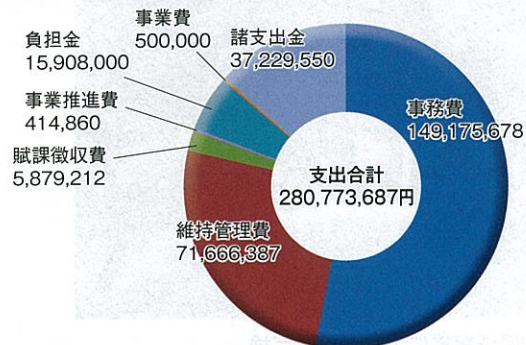
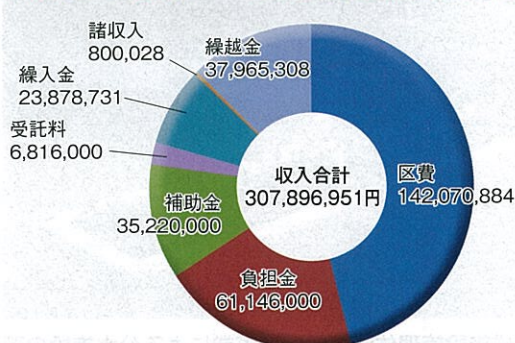
農林漁業資金償還特別賦課金: 該当地区 (3地区) 9月賦課

基盤工事の償還金として徴収する賦課金

国営事業費償還特別賦課金: 5,500円/10a 7月賦課

国営事業で造成された償還金として徴収する賦課金

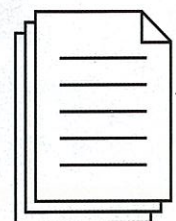
平成25年度決算 一般会計及び施設管理事業特別会計



その他特別会計予算

(単位: 円)

会計名	収入決算額	支出決算額	次年度繰越額
地区施設管理	437,591,029	302,080,573	135,510,456
基幹水利施設管理受託事業	79,540,000	79,540,000	0
維持管理適正化事業	26,071,509	26,071,509	0
農林漁業資金償還	65,813,366	19,660,783	46,152,583
国営事業費償還	378,745,492	377,774,981	970,511
土地改良事業	112,608,650	112,608,650	0
県営東成井西部地区土地改良事業	15,700,356	15,700,356	0
県営上小岩戸地区土地改良事業	31,451,461	31,451,461	0
施設使用	52,763,626	4,453,095	48,310,531
国営造成施設用地	6,692,207	0	6,692,207
農地転用決済金	207,587,440	14,914,968	192,672,472
職員退職給与引当金積立金	96,016,653	21,651,336	74,365,317
事務所建設基金引当金積立金	5,219,654	0	5,219,654
基本財産積立金	739,584,037	158,958,046	580,625,991



平成26年度総代会にて32議案全会一致で可決！

- 議案第1号 役員の補欠選任案議決について
- 議案第2号 総代並びに役員の定数変更案議決について
- 議案第3号 定款の一部変更案議決について
- 議案第4号 規約の一部変更案議決について
- 議案第5号 過年度賦課金の不納欠損処分案議決について
- 議案第6号 特別会計の区分変更案議決について
- 議案第7号 会計細則の一部変更承認について
- 議案第8号 平成25年度事業報告・財産目録及び会計(一般・特別)収入支出決算の議決について
- 議案第9号 平成26年度事業計画・会計(一般・特別)収入支出補正予算等専決報告の承認について
- 議案第10号 平成27年度事業計画案議決について
- 議案第11号 平成27年度一般会計区費賦課徴収額及び納入期日案議決について
- 議案第12号 平成27年度役員の報酬額案議決について
- 議案第13号 平成27年度総代及び役員の費用弁償額案議決について
- 議案第14号 平成27年度一般会計収入支出予算案議決について
- 議案第15号 平成27年度施設管理事業特別会計等区費賦課徴収額及び納入期日案議決について
- 議案第16号 平成27年度施設管理事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第17号 平成27年度地区施設管理特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第18号 平成27年度基幹水利施設管理受託事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第19号 平成27年度維持管理適正化事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第20号 平成27年度農林漁業資金償還特別会計区費賦課徴収額及び納入期日案議決について
- 議案第21号 平成27年度農林漁業資金償還特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第22号 平成27年度国営事業費償還特別会計区費賦課徴収額及び納入期日案議決について
- 議案第23号 平成27年度国営事業費償還特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第24号 平成27年度土地改良事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第25号 平成27年度畑地帯総合整備事業特別会計農業基盤整備資金の借入案議決について
- 議案第26号 平成27年度畑地帯総合整備事業特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第27号 平成27年度施設使用特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第28号 平成27年度農地転用決済金特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第29号 平成27年度農地転用決済金積立金繰替運用額承認について
- 議案第30号 平成27年度積立金特別会計収入支出予算案議決について
- 議案第31号 平成27年度土地改良施設更新基金積立金繰替運用額承認について
- 議案第32号 現金保管に関する金融機関の指定案について



休 耕 転 作 についてのお知らせ

水田を休耕・転作している場合の賦課金一部還付について

水田を休耕転作している場合に還付される賦課金は施設管理事業特別賦課金にかかる末端地区分の電気料金見合分を還付しています。

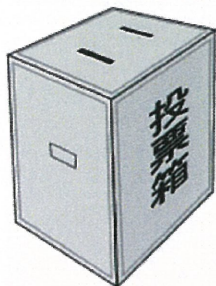
還付方法

毎年7月頃に地元維持管理組合を通して転作休耕還付の申請書を配布しております。その用紙に転作休耕地の地番、面積等を記入いただき改良区に申請願います。改良区においておその申請に基づいて還付金額を算出した後、翌年度施設管理事業特別賦課金(4月賦課)より差し引く形で還付しております。

休耕・転作の賦課金一部還付の廃止について

国の減反政策が平成30年度で廃止になることから、平成29年度の申請をもって休耕・転作の賦課金一部還付制度は廃止予定となります。

石岡台地土地改良区総代及び役員の改選、定数変更のお知らせ



現在の石岡台地土地改良区総代の任期（平成28年4月26日）、役員の任期（平成28年5月30日）が満了となります。次選においては下記のとおり定数が変更となります。組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

組合員の皆様へお願い

経営移譲に伴って、後継者が土地改良区の組合員資格を取得すると受給者は役員に就任できなくなります。

経営移譲年金の受給者は、組合員名義変更届の提出をお願いします。

新役員任期と定数増減

平成28年5月31日～平成32年5月30日

被選任区	被選任区域	定 数			
		現理事数	新理事数	現監事数	新監事数
第1被選任区	石 岡 市	7人	6人	2人	1人
第2被選任区	かすみがうら市	2人	2人		
第3被選任区	笠 間 市	2人	1人		
第4被選任区	小 美 玉 市	8人	7人	1人	1人
第5被選任区	茨 城 町	2人	2人		
第6被選任区	行 方 市	1人	1人		
第7被選任区	鉾 田 市	1人	1人		
計		23人	20人	3人	2人
組合員でない役員計		7人	7人	2人	2人
計		30人	27人	5人	4人

新総代任期と定数増減

平成28年4月27日～平成32年4月26日

選挙区	選挙区域	現総代定数	新総代定数
第1選挙区	石 岡 市	30人	25人
第2選挙区	かすみがうら市	11人	9人
第3選挙区	笠 間 市	8人	7人
第4選挙区	小 美 玉 市	40人	30人
第5選挙区	茨 城 町	6人	5人
第6選挙区	行 方 市	3人	2人
第7選挙区	鉾 田 市	2人	2人
合 計		100人	80人

全国水土里ネット総会にて金賞受賞

平成27年3月25日に開催された全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）総会の団体表彰にて石岡台地土地改良区が金賞表彰地区として受賞しました。



全国水土里ネット表彰式会場の様子



金賞の賞状を受け取る島田理事長(右)と清田前常務(左)

多面的機能支払交付金を積極的に活用しましょう!

農村地域では、以前から過疎化や高齢化といった問題を抱えており、農地の他、ため池、水路、農道などの農業用施設を農業者だけで守って行くのが難しくなっている中、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」により、農地や農業用施設、農村環境を維持保全する活動に対して支援を行ってきました。平成26年度からは従来の制度を拡充し、農業の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手の負担を軽減することを目的とした「多面的機能支払交付金」として実施されています。多面的機能支払交付金は平成27年4月に日本型直接支払制度として法制化され、より一層の取組拡大が期待されています。

管内の平成26年度の実施状況（旧農地・水保全管理支払制度）（平成27年3月現在）

市町名	組織数	認定農用地 (a)	
		田	畑
石岡市	17	60,877	2,325
かすみがうら市	9	39,459	0
小美玉市	14	45,704	0
茨城町	3	6,450	157
笠間市	2	9,480	0
行方市	1	11,490	0
合計	46	173,460	2,482

農地	交付単価 (円/10a)		
	農地維持支払	資源向上支払 (共同)	資源向上支払 (長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000

注意事項

*5年以上継続している地区又は、長寿命化に取り組む地区は、資源向上支払（共同）が75%単価になります。

*資源向上支払（共同）は、農地維持支払と併せて取り組むこと。

管内の平成26年度の実施状況（旧農地・水保全管理支払制度）（平成27年3月現在）



染谷地区 水路護床工事



東野寺地区 排水フリーム布設工事



根当地区 水路法面補修工事



志筑地区 用水ポンプ更新

石岡台地畑かん営農トピックス

～畑かん実証ほ場の検証結果について～

石岡台地管内において、石岡市東成井の受益者にご協力いただき、実証ほ場を設置しており、紅芯大根によるかん水・無かん水の比較検証を行っております。

実証作物：紅芯大根

1) 露地栽培によるかん水・無かん水比較（H26年度）

- ・かん水区、無かん水区より無作為に30株ずつ調査しました。

試験区	規格	2L	L	M	計
かん水区	個数	25	5	0	30
	重量 (kg)	19.496	2.858	0	22.354
	比率 (%)	87.2	12.8	—	100.0
無かん水区	個数	13	11	6	30
	重量 (kg)	9.531	5.532	2.080	17.143
	比率 (%)	55.6	32.3	12.1	100.0



播種時のかん水写真

2) 10a当たりの販売額試算

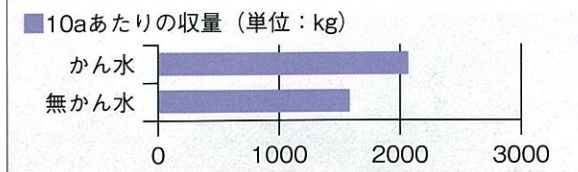
かん水区

形量区分	収量 (kg)	販売金額 (円)
2L	1,934	386,800
L	284	51,120
M	0	0
計	2,218	437,920

無かん水区

形量区分	収量 (kg)	販売金額 (円)
2L	945	189,000
L	549	98,820
M	206	30,900
計	1,700	318,720

形量区分	販売価格
2L	200円/kg
L	180円/kg
M	150円/kg



3) 結果

かん水・無かん水の比較では、収量（重量）において、かん水区が無かん水区を30%ほど上回る収量となりました。また、品質についてもかん水区の2Lサイズが87.2%であるのに対し、無かん水区は55.6%となり、30%の品質向上を確認できました。

販売試算については、かん水区437,920円/10aに対し、無かん水区318,720円/10aとなりかん水区のほうが119,200円/10aの増収となりました。

農地中間管理事業を活用した畑地基盤整備について ～上小岩戸地区の地元負担金軽減対策～

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）が、農地を貸したい農家（出し手）から中間的受け皿となって借り受け、意欲ある担い手（受け手）に貸し付けることで、地域の担い手に農地を集積・集約化する事業で、機構に農地を貸し付けた場合は、様々な支援を受けることができます。

例えば、地域における話し合いにより、地域で機構にまとまった農地を貸し付ければ、その貸付割合に応じて当該地域に対して「地域集積協力金」が交付されます。

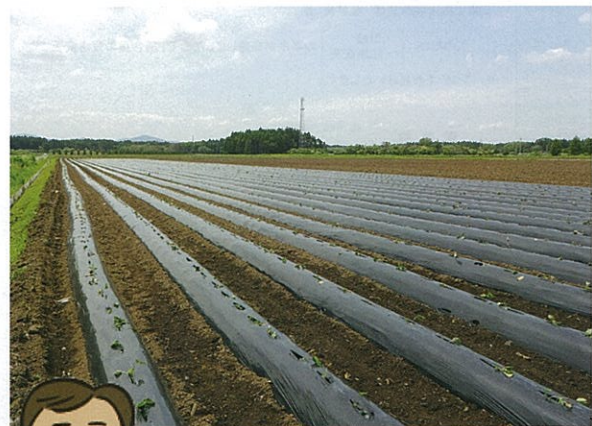
地域集積協力金の交付額（単位：万円／10a）

貸付割合	H27年度まで	H28～29年度	H30年度
2割超5割以下	2.0	1.5	1.0
5割超8割以下	2.8	2.1	1.4
8割超	3.6	2.7	1.8

「畑地帯総合整備事業 上小岩戸地区」では、地区内の営農・集積検討機関である「みのり委員会」での話し合いにより農地集積を促進し、本年度に地域集積協力金の交付を受け、その交付金を事業負担金に充てる予定で動いています。

皆様の地域におかれましても、地域集積協力金を事業負担金に充当し、より負担金の少ない形で畑地の基盤整備に取り組まれてはいかがでしょうか。

上小岩戸地区



基盤整備後に農地集積を行い営農が開始された圃場（サツマイモ定植後の状況、表紙参照）



「地域」とは

集落、大字、学校区など、農地集積のための話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の一定区域を指します。したがって畑地帯総合整備事業などの基盤整備を行う区域についても、この「地域」として見なすことができるので、「地域集積協力金」の対象となります。

この地域集積協力金の用途は、地域が市町村と相談のうえ、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができますので、基盤整備実施に伴う事業負担金の一部に充てることもできます。

農家のみなさんへ

貸したい農地ありませんか？

農地を貸したい

・規模縮小・経営転換・農地相続
でお困りの方。

**農地集積
バンク**

農地中間管理機構

農地を借りたい

・規模拡大・新規参入
をお考えの方。

農地の集積・集約化を推進しています。

農地中間管理機構または、最寄りの市町村（農政担当）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

農地中間管理機構 ☎ 029-239-7131

（公益社団法人茨城県農林振興公社） 水戸市上国井町3118-1

■ ホームページ <http://ibanourin.or.jp/nourin/kanri/> 茨城県農林振興公社 検索

賦課徴収課からのお知らせ

組合員資格得喪通知等手続きについてのお願い

組合員の皆様に相続・売買等により耕作地の移動や名義変更が生じた場合は、速やかに改良区まで直接下記様式によりご提出頂きますようお願い申し上げます。(関係市町農業委員会に手続きされましても自動的に名義が変わるわけではありません。あくまでも当改良区へ本人の届出が基本となります。) 手続きが遅れますと変更前の組合員に賦課通知書が発行されてしまいます。



組合員名義変更届 (相続等)

組合員名義変更届

平成 年 月 日

石岡台地土地改良区 理事長 殿

このたび、〔・相続
・住所変更〕の事由が発生しましたので、組合員の資格変更についてお届けいたします。

記

変更前 住 所 _____
(ふりがな) _____
氏 名 _____

変更後 住 所 _____
(ふりがな) _____
氏 名 _____
生年月日 T. S 年 月 日
電話番号 - () -

1. 当該土地の表示

当改良土地の所在地	地目	用途	地積	備考
市・町・大字	地番	台帳現況		
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	

資格得喪通知書 (売買・賃貸等)

石岡台地土地改良区

理事長 島田 稔 殿

【現資格者】 郡 市 町 大字 番地

氏 名 _____

電 話 () - _____

生年月日 大・細・平 年 月 日

【新資格者】 郡 市 町 大字 番地

氏 名 _____

電 話 () - _____

生年月日 大・細・平 年 月 日

資 格 得 喪 通 知 書

私が所有（使用収益）している土地の全部（一部）について、組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により当事者連名のうえ通知いたします。

記

1. 当該土地の表示

当改良土地の所在地	地目	用途	地積	備考
市・町・大字	地番	台帳現況		
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	
			(m ²)	

農地を転用する時（農地から宅地等にする場合など）

農地を農地以外に転用する場合は、申請並びに地区除外決済金（意見書交付時）の納付が土地改良法で義務づけられております。これは農地転用において農地が減少することにより残された農地に負担の荷重が大きくなることから、農地負担の公平を図ることを目的として納めていただくものです。

※公共事業用地（国・県・市町村などの道路買収など）として買収される転用される場合なども同様に地区除外決済金の納付が必要となります。公共事業により転用の場合には、事業主体と十分に協議して必ずどちらかが申請する様にして下さい。

滞納賦課金のある農地を取得した場合

滞納賦課金のある農地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の承認及び決済）により、新しい権利者に納付義務が生じますので、農地を取得する場合は必ず滞納があるか改良区へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

石岡台地土地改良事業推進協議会
ホームページ

石岡台地土地改良事業推進協議会

<http://www.ishiokadaichi.jp/>

検索



石岡台地土地改良区

事務所：〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号

TEL 0299-22-2010 FAX 0299-22-2019

中央管理所：用水期間中（4月21日～8月31日）駐在

〒311-3422 茨城県小美玉市中延2219

TEL 0299-58-1468